

政調会のあり方等に関する改革について

平成 30 年 7 月 19 日
自由民主党政務調査会

1. 政調会の政策力を高めるため、政調会長を委員長、政調会長代理、副会長及び政調会長が指名する者等を委員とする「公約・政策等評価委員会」を設置する。

「公約・政策等評価委員会」は、各部会における、①公約・政策等の検証、②政府の各種政策の進捗、実施から5年を経た補助金等の政策についての検証等を促すとともに、その結果を評価することにより、政策のPDCAサイクルを確立する。

なお、公約・政策等の評価にあたり、適宜、専門家等の外部有識者も交え、その活動の成果は、党広報等を通じて公表を行う。

2. 政調会をさらに部会中心の組織とするため、次のとおり、部会の機能強化を図る。

- ① 部会を部会長・副部会長のメンバーシップ制とし、部会出席の義務化、担当の付与など部会運営の責任・権限などを明確にするとともに、関係の国会の委員会との連動にも配慮する。
- ② 部会における重要な意思決定は、部会長、副部会長等のメンバーで構成する「部会運営委員会（仮称）」で行うものとする。
- ③ なお、WTでは、「部会長は、原則として、副大臣、常任委員長経験者（4・5期生程度）」とするとの方向性が示されたことを付記する。
- ④ 法案審査の際は議連との合同会議としない等、部会と一線を画する。

3. 現在、政調会には調査会等 130 を超える機関が設置されており、いずれも必要に応じたものである一方、業務の非効率化、政策形成の複雑化を招いていることは否めない。このため、政調会に現存する、「調査会・特別委員会・特命委員会・政調全体PT」については、期日を定めて一旦リセットし、必要なものは一定のルールに基づいて再設置する。

その際、調査会は政策を総合的に捉え長期的なタームで議論する場とし、特別委員会は個別・専門的な政策を議論する場として整理する。

なお、WTでは、「調査会長・特別委員長は、大臣経験者クラスとし、任期制とする」とともに「原則、常任職の兼務をなくす」との方向性が示されたことを付記する。

4. 政策議論を政調会に一元化する観点から、党則79条機関については、「原則、政策議論を目的とした新たな機関は設置しない」こととする旨の執行部決定を求める。

5. 政調会においても、政治家同士の議論が中心となって法案等の審査が活性化されることが理想的な姿であり、副大臣・政務官の部会等への積極的な関与を図る。

なお、個々の部会等の運営方法は、基本的にその長（部会長等）に任されているが、どの部会等であっても政治（党や議員）と行政府との間には、適切な役割分担と一定の緊張関係が維持されている必要があり、例えば、資料作成、配席、議事運営、議論の仕方などにおいても、双方の立場や役割を十分に尊重した上での適切な関係が存在すべきである。

6. 副大臣・政務官を退任した直後の議員をメンバーとする政調会長直轄の「国家ビジョン策定プロジェクトチーム」を設置し、半年～1年程度の時間をかけて国家ビジョン・戦略をとりまとめて提言を行うこととする。

7. 「政調会のデジタルファースト」を進め、永田町・霞が関のIT利活用及びデジタル化を自民党が主導し、行政改革、働き方改革等を図っていく。そのために、既にIT戦略特命委員会が2014年10月より実施し、印刷コストや会議準備時間の縮減効果を上げている「ペーパーレス会議」を政調会全体に順次広げていく。

その際、タブレット端末については、議員各位のBYOD(Bring Your Own Device)を原則としつつ、ペーパーレス会議実施の共通基盤を構築するとともに、部会等の資料のデータ化やワンストップのデータサイトの整備活用等により、会議のペーパーレス化を図る。まずは、次期臨時国会での政審ペーパーレス化に向け直ちに着手し、2020年を目途に完全ペーパーレス化を実現する。

さらに、FAXによる会議案内や出席依頼等を原則禁止とし、全てメールでの連絡を基本とするほか、自民党内のwifi利用環境の抜本的な機能強化の検証・検討を行う。

こうした取組みを円滑に行うため、党内に専属のIT部局及びCTO（最高技術責任者）を設置し、その実現に向けた具体的な取組みを図る。